

こ支総第 51 号  
令和 8 年 2 月 18 日

都道府県  
各 指定都市 こども政策担当部（局）長 殿  
中核市

こども家庭庁支援局総務課自殺対策室長

令和 7 年の自殺者数（暫定値）の公表を踏まえた  
こどもの自殺対策に係る取組について（通知）

こどもの施策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年 1 月 29 日に公表された警察庁・厚生労働省の自殺統計（暫定値）によると、令和 7 年の小中高生の自殺者数が 532 名（令和 6 年確定値：529 人）と過去最多となる見込みであり、大変憂慮すべき状況にあります（別添 1）。

こども家庭庁においては、令和 5 年 6 月に「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（別添 2）に基づき、総合的な施策の推進を図るとともに、第 217 回国会において成立した「自殺対策基本法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 64 号。別添 3）を踏まえ、昨年 9 月に関係機関において連動性を持って取り組まれるべき施策を「こどもの自殺対策推進パッケージ」（以下「パッケージ」という。）として新たに取りまとめたところです。

こどもの自殺対策については、関係府省一丸となって関連施策を総合的に推進していくことと併せて、地方公共団体が果たす役割も大変重要であり、関係機関や団体の連携・協働を通じ、様々な施策を連動させながら対策を推進していく必要があります。

今般、令和 8 年度予算案の内容を踏まえ、パッケージの記載内容を更新しました（別添 4）。貴職におかれましては、引き続き、こども政策担当部局や教育委員会指導事務主管課、自殺対策主管部局等の関係部局の連携を図りつつ、パッケージ記載の下線部の施策を中心に取り組むことにより、こどもの自殺対策を地域問わず着実に実行し、対策の底上げを図っていただくようお願いいたします。特に未実施の取組については、関連予算の積極的な活用を御検討いただくようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に基づく自殺対策強化月間（3 月）に向けて、各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組まれるものと承知していますが、その際には、上記の内容について、十分に御了知の上、関係機関との連携を積極的に進めていただくとともに、関係機関等に周知していただくようお願いいたします。都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市及び中核市

を除く。)に周知していただくようお願いいたします。

なお、今回の結果を受け、黄川田仁志こども政策担当大臣から本年1月29日に社会全体に向けた緊急メッセージを発信するとともに、こども・若者及びこども・若者に関する周囲の大人へ向けたメッセージ動画を公開しました(参考1)。これらのメッセージにおいては、こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現は社会全体で向き合うべき重大な課題であることを盛り込むとともに、相談窓口の周知を行っています。さらに、こども家庭庁の「悩みを受け止める場に関するプロジェクトチーム」では、こどもの悩みに寄り添える社会に向けて、こども・若者や周囲の大人を対象にした啓発漫画や動画を作成しています(参考2)。加えて、厚生労働省においては、ホームページ「まもろうよ ころ」にて、電話やSNSによる相談窓口や「ころを落ち着けるための Web サイト」等の情報をまとめています(別添5)。こどもの自殺対策に係る取組の推進に当たっては、併せて御活用いただくよう重ねてお願いいたします。

(参考1)

○黄川田仁志こども政策担当大臣によるメッセージ

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonojisatsutaisaku/minister-message-r7>



○メッセージ動画 YouTube :

【こども・若者向け】

<https://www.youtube.com/shorts/YXn-MQYoPH8>

【大人向け】

[https://www.youtube.com/shorts/0kSGg7\\_mfXs](https://www.youtube.com/shorts/0kSGg7_mfXs)



(参考2)

○こどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチームの取組

<https://www.cfa.go.jp/councils/nayami-uketomeruba>



【添付資料】

- 別添 1 自殺統計に基づく令和7年の年間自殺者数（暫定値）における小中高生の自殺者数の年次推移
- 別添 2 こどもの自殺対策緊急強化プラン
- 別添 3 自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要
- 別添 4 こどもの自殺対策推進パッケージ（令和8年1月更新）
- 別添 5 厚生労働省ホームページ「まもろうよ こころ」

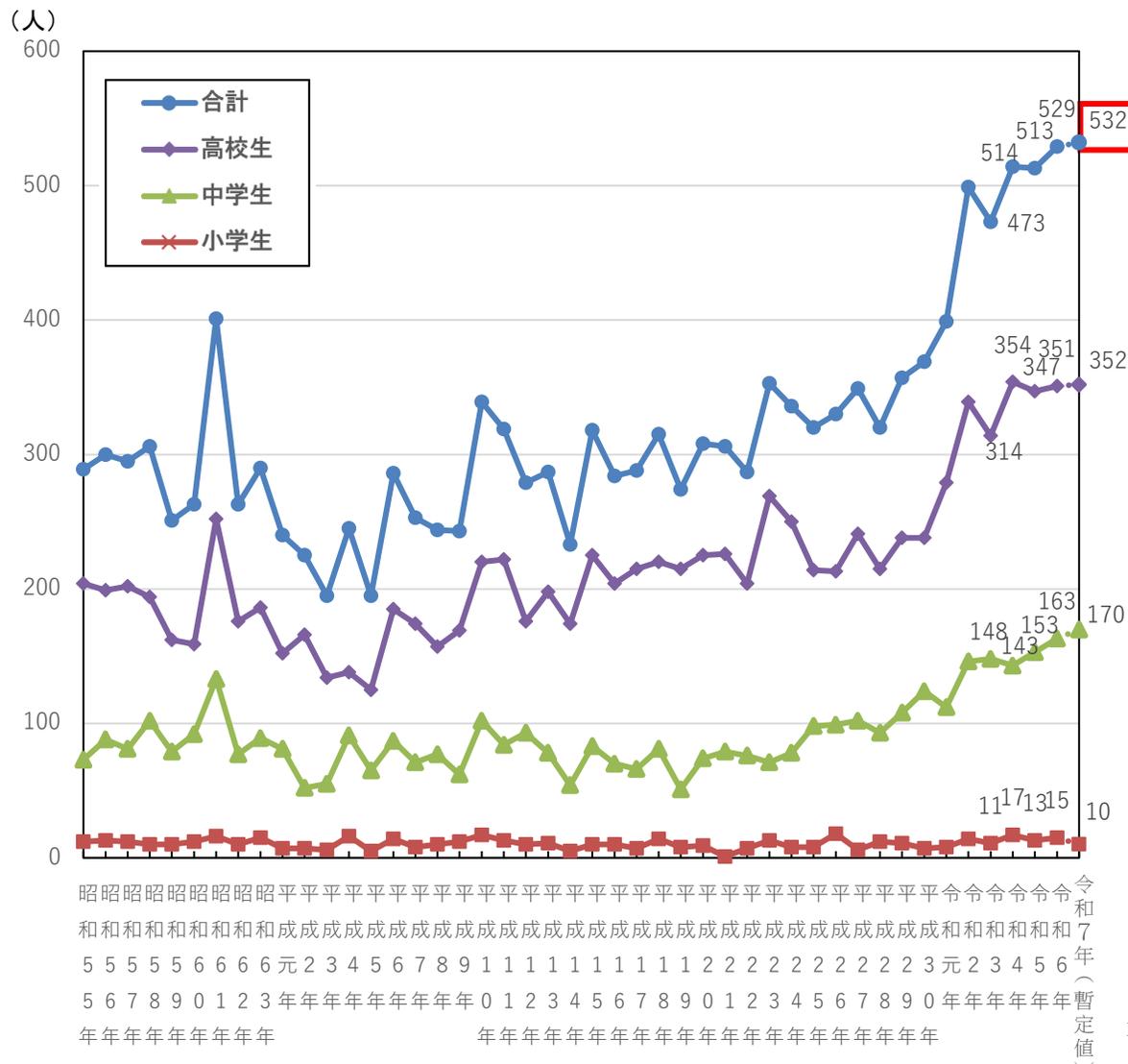
（照会先）

こども家庭庁支援局総務課自殺対策室

電 話：03-3539-8352（直通）

E-mail：[shien.kodomonojisatsu@cfa.go.jp](mailto:shien.kodomonojisatsu@cfa.go.jp)

○小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和7年（暫定値）では532人と、統計のある1980（昭和55）年以降で最多となっている。



【令和6年、令和7年（暫定値）】  
小中高生の自殺者数年次比較

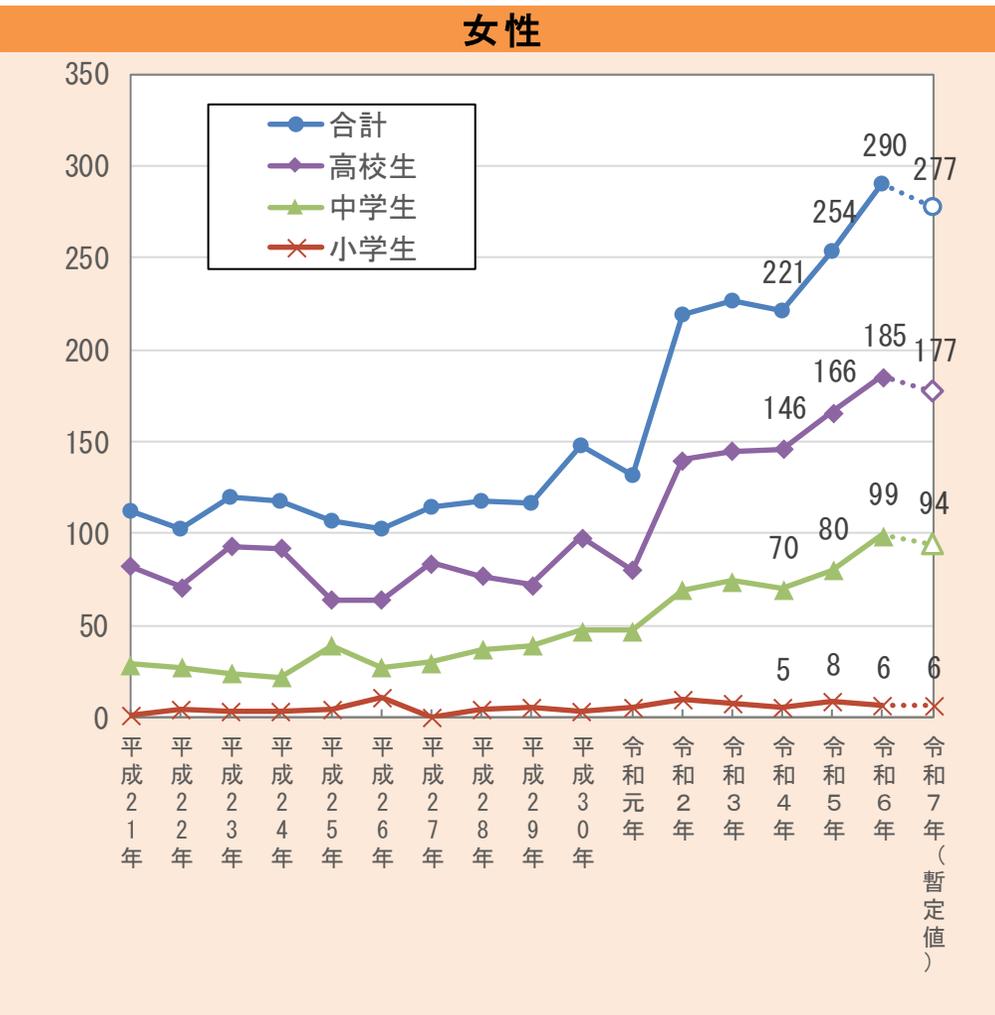
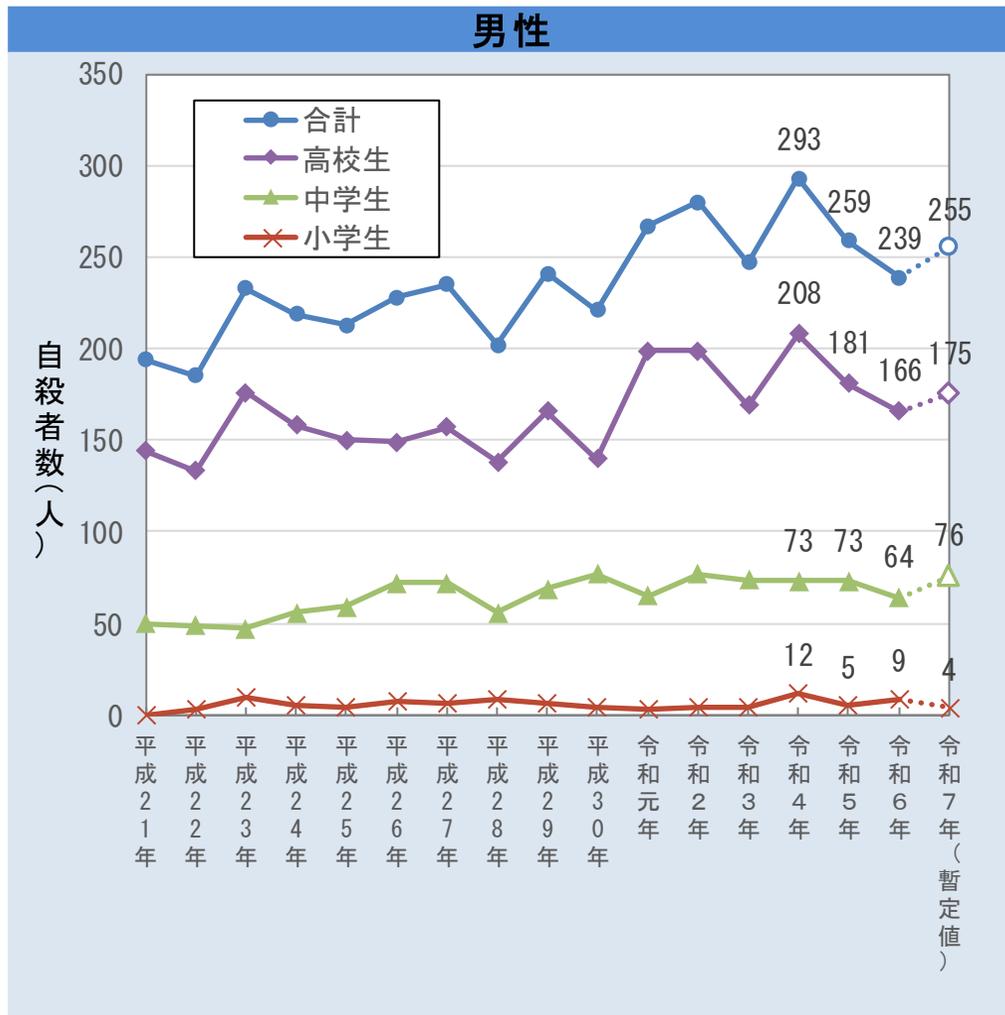
	令和6年	令和7年 (暫定値)	対前年増減数 (R7 - R6)
合計	529人	532人	3
小学生	15人	10人	-5
中学生	163人	170人	7
高校生	351人	352人	1

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

# 【令和7年（暫定値）】小中高生の自殺者数年次推移（男女別）

令和8年1月29日現在

○小中高生の自殺者数を男女別にみると、男性は3年ぶりに増加し、女性は3年ぶりに減少した。  
○前年に引き続き、女性が男性を上回った。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

## こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

## 自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

## 自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

## 電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

## 自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

## 遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

## こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

## 改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、**近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。**令和6年の児童生徒の自殺者数は、**529人で過去最多**となった(平成30年以降、**約43%増**・最も数が少なかった平成5年と比べ**約2.7倍**)。**10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。**
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

## 改正の概要

**1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)**

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

**2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加**

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

**3. 基本的施策の拡充**

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

**4. 協議会(第4章)**

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

**5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)**

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

**6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)**

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

- ✓ こどもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）や改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
- ✓ こどもの自殺対策の実施に様々な機関や団体が関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**連動性を持って取り組まれるべき施策を「こどもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ**

➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、**自殺対策が地域を問わず着実に実行されるよう底上げを図る**

## ① 教育や普及啓発等

• SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進 《文部科学省》

• 地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援  
【33億円の内数】 《厚生労働省》

• 「心の健康」に関する指導の着実な実施、啓発資料の周知  
《文部科学省》

改 学校における精神保健に関する知識の向上 《文部科学省》

• 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】  
《こども家庭庁》

## ② リスクの早期発見・対応

• 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進 《文部科学省》

• スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実  
【88億円】 《文部科学省》

改 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置 《文部科学省》

改 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.1億円】  
《文部科学省》

• こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円（R7補正）】  
《こども家庭庁》

## ③ 危機介入

• こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進  
【39億円の内数】 《厚生労働省》

• 地域ネットワーク構築によるこども支援【7.7億円（R7補正）】  
《こども家庭庁》

改 法定協議会（※）の運営に係るガイドラインの作成 《こども家庭庁》

（※）令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能

## ④ 見守り・支援

• 地域ネットワーク構築によるこども支援  
【7.7億円（R7補正）】（再掲）  
《こども家庭庁》

• 地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制の強化、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等【33億円の内数】  
【21億円の内数（R7補正）】  
《厚生労働省》

• 年末年始等における孤独・孤立相談事業【3.9億円の内数（R7補正）】  
《内閣府》

• 教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備【88億円の内数】  
《文部科学省》

※ 改 は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項  
※ 【 】は令和8年度予算額及び令和7年度補正予算額

## ⑤ 要因分析・関係省庁の連携等

• こどもの自殺の実態解明及び分析に当たっての課題把握【0.2億円】  
《こども家庭庁》

• 自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】  
《厚生労働省》

• 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月改訂）の周知 《文部科学省》

• 自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【33億円の内数】  
《厚生労働省》

- ・電話やSNSによる相談窓口等の情報をわかりやすくまとめたWebサイト。
- ・ころろを落ち着けるためのWebサイトやゲートキーパーに関する情報等も掲載している。
- ・広報ポスター、広報動画、政府広報、X(旧Twitter)、インターネット広告等を通じて広く周知を図っている。

まもろうよころろ

文字サイズの変更 標準 大 特大 厚生労働省

ホーム 困った時の相談方法・窓口 ころろを落ち着けるためのWebサイト 自殺対策の今  
ゲートキーパーになろう！ 厚生労働省の取り組み 広げてみよう支え合い

あなたの声を  
聴かせてください

もし、あなたが悩みを抱えていたら、相談してみませんか？

電話で話したい >

SNSで話したい >



電話で話したい >

- #いのちSOS (特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク) ▾
- いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟) ▾
- チャイルドライン (特定非営利活動法人 (NPO法人) チャイルドライン支援センター) ▾
- 子どもの人権110番 (法務省) ▾
- よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター) ▾
- ころろの健康相談統一ダイヤル ▾
- 24時間子供SOSダイヤル (文部科学省) ▾

SNSで話したい >

- 特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク ▾
- 特定非営利活動法人 あなたのいばしょ ▾
- 特定非営利活動法人 東京メンタルヘルス・スクエア ▾
- 特定非営利活動法人 BONDプロジェクト ▾
- 特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター ▾



<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

くわ 詳しくは  検索